

# 神奈川施保連ニュース VOL. 58

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄  
 編集 同上 広報部会 HP:http://w01.tpl.jp/~a368318200/  
 発行所 同上 事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方  
 TEL&FAX 045-751-1010



## やまゆり知的障害児者生活サポート協会主催 平成26年度「本人・支援者会議」開催

11月11日(火) 神奈川県社会福祉会館でやまゆり主催「本人・支援者会議」が開催され、愛名やまゆり園の永野支援部長の司会で進行された。

### 基調講演概要

講師 和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏

講演テーマ

『障害のある人の  
 地域生活を考える』  
 ～障害者権利条約と  
 障害者差別解消法～

障害のある人もない人もチャンス・待遇は平等と一緒に勉強したり、働いたり、文化活動に参加する。障害の有無によって分け隔てなく、「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現を目指す努力がだいぶ進んできた。しかしながらまだ、障害者の社会参加を妨げるたくさんの障壁・

バリアがあるにもかかわらず、当事者や家族・関係者が諦めてしまふことが国の調査でわかりました。障害に基づく差別を禁止して、平等な機会・チャンス・扱い(待遇)を保証する法律整備が必要で、2013年(平成25年)6月19日に関係者の努力と願いが実り、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が成立しました。

### ★障害者差別の禁止をめぐる世界の動き

2006年(平成18年)12月、国連で「障害者権利条約」が採択され、加盟各国はこの条約を批准するとともに、障害者に対する差別を禁止する国内法を整備することが求められてきています。この条約は、障害者を差別をする、いじめ、仲間外れにするなど、いやなことはしてはいけない、障害を理由にした差別をしてはいけないということを目指すものです。

### ★障害者差別解消法ってどんな法律なの？

大まかに言いますと、次のようになります。「日本障害フオーラム(JDF)資料から」

「なかまはずれ」「いじわる」すること

それはだめだよ

具体的には、

- (1) 障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない。(仲間はずれはだめ)
- (2) 社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮をすること。(壁を作ってはいけない)
- (3) 国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならない。

### ★なぜ、この法律が必要なの？

(1) だれもが、「差別はいけないこと」と思っているが、残念ながら差別と思われることがたくさん起きています。そして多くの場合それがきちんと解決されず、結果的に障害のない人との平等な機会などを奪われているのが現状です

(2) 「差別はいけないこと」と思っているが、現状は、いやなことをいわれてそのままになり、泣き寝入りの原因になっている。

(3) 障害のある人・ない人に差別に関するアンケートを取った。全体の90%の人が差別があると答えている。このなかに若い人達が多く含まれている。

(4) 障害のない人との平等な機会などを保障する。(＝差別の禁止)「何が差別か」をきちんと判断できる。「ものさし」が必要だ。

### ◎障害者を特別扱いする法律なの？

障害者を優遇したり、何か特別な権利(ひいき)を持つようにしたりするものではなく、憲法や人権条約で保障されている権利を、障害者にも同じように保障するものです。

### ★この法律が禁止する差別は？

1 不当な差別  
 「みえない」「きこえない」「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別(分けること)や排

除(どこかに行つてしまえ)、制限をすること。

例1 それまで利用していたお店で、障害があることが分かった段階で買い物拒否された。

例2 聴覚障害のある人がひとりて病院での受診をしたところ、「筆談のための時間がとれない」との理由で、手話通訳の派遣を依頼もせず受診を断られた。

また、いたいとか、きりきりするとか、表現できない障害者が診療を断られた。

例3 盲導犬を連れて人が「動物は店に入れることができません」というレストランで入店を拒否された。

ただし、誰がみてもその制限等に妥当性があり、止むを得ないと認められるときは、差別にはなりません。この見極めがポイントであり難しい問題です。

### 2 合理的配慮

障害のある人ない人の平等な機会を確保するための配慮が「合理的配慮」であり、障害の状態や性別、年齢などを考慮(変更や調整)したサービスを提供することです。それをしないことは差別になります。これを具体的に示しますと、

#### (1) 時間やルールなどを変更する

例1 精神障害がある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を

利用せずに通勤できるようにする。  
例2 知的障害がある人に対して、ルビを振ったりわかりやすい言葉で書いた資料を提供する。

#### (2) 補助器具やサービスを提供する

例1 視覚障害がある職員が仕事で使うパソコンに、音声で読み上げるソフトを導入し、パソコンを使って仕事ができるようにする。

例2 発達障害のある人の場合、他人の視線などをささげざる空間を用意する。

#### これからのこと

(1) いやなことがあつたら、いやなことをされたら、だれに相談しますか。  
相談できる人を見つけてください。

(2) 伝えることも大事です。

相談先は、家族・支援者・支援学校の先生・仲間かもしれない。まず、話しやすい人を探ることが重要です。

(3) 「パブリックコメント」で意見をいう。

「パブリックコメント」は当事者のためのものなので、制度・仕組みをよくしていくための意見をどんどんだして欲しい

## グループ討議

当事者・支援者(施設職員や家族など)約100名が11グループに分かれ、「夢」「活動」「仕事」について、活気にあふれた話し合いが行われました。

その後、グループごとに当事者の代表が話し合いの内容を発表しました。

### 発表概要

- ① いっぱい仕事をしたい
- ② いろいろな仕事をしたい。今の仕事以外の仕事をしたい。
- ③ お金をいっぱいもらえるような所で仕事をしたい。
- ④ 洗濯・クリーニング等の仕事をしたい。
- ⑤ 職員がいるアパートで生活したい。
- ⑥ 創作(ねんど)でいろいろな物を作っている。続けていく。
- ⑦ 施設内で食べる食事はうまい。
- ⑧ 喫茶店でコーヒードリップをし、コーヒーとケーキを作りお客様にだしている。
- ⑨ 園芸・水やりを行っている。
- ⑩ ドライブも好きである。
- ⑪ ぬいぐるみを作っている。(ブレイク・ベアー等)
- ⑫ 電車の運転手になりたい。

⑬ 飯を外に食べに行くこと  
⑭ カラオケに行く  
発表を希望する方が多く、いろいろなことが発表されました。

### また、グループホームの生活でいやなことについて

- ① 観ているTVを消される。
  - ② 入り口を入るとあつちへ行けと言われる。
  - ③ トイレに行こうとすると、とおせんぼをする。
  - ④ 職員に言っても採り上げてくれない。
- などが出され、グループホーム内で当事者間がうまくいっていないことと、また、小人数での生活のため顔を合わせる機会が多く、トラブルの発生率が高いことなど、多数の発表者からいろいろな意見がでました。

### 最後に

今回の会議に参加して感じたことは、当事者は不満・言いたいことなどたくさんあり、そのことを聞いてよかったこと、また、それらに対してどのように対応するべきかを考えさせられたことです。

そして、今後もこの会議を続けて欲しいと思いました。

## 障害のある人たちか病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

### やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426